

冬季休業中の生徒心得

1 冬季休業期間

令和2年12月19日(土)～令和3年1月11日(月)

○令和3年 1月12日(火) 始業式 実力テスト 早朝指導

頭髪・服装・新学期に向けた気持ちを整え1/12に元気に登校しよう

2 バイク・自動車の禁止(免許取得、同乗等)

4プラス1ない運動の厳守

- ・免許を取らない ・車(バイク)を持たない ・運転しない
- ・乗せてもらわない + ・親は子供の要求に負けない

3年生で自動車運転免許取得許可者においても、運転または家族以外運転の同乗の禁止を厳守すること。

3 自転車の交通法規及びマナーを守る。

- ・「福島県自動車安全利用五則」を守りましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

- ・凍結路面や圧雪路面には十分注意を払うこと。

- ・事故にあった際には、必ず警察(110番)へ連絡すること。また、自転車で事故を起こしてしまった時も同様に、警察(110番)に連絡すること。

4 アルバイトは学校に届け出してから

- ・期間は10日を目安とし、普段の生活に問題のない生徒に限る。必ず届を出してから行うこと。高校生がなりすまし詐欺の受け子をして逮捕される事件がおきているので十分注意すること。

5 旅行は責任のとれる人と一緒に

- ・旅行は、保護者または保護者が認める大人と。
- ・高校生同士や友人同士の旅行は禁止。
- ・冬季スポーツ等は安全に十分配慮すること。冬山登山は行わないこと。

6 計画的に学習して不得意科目を克服する

- ・各教科から出された課題に取り組み、期日を守り提出すること。また、自主的、計画的に学習に取り組むこと。

7 規則正しく、健全な生活を

- ・不良行為(暴力、窃盗、万引き、家出、いじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用、不純異性交遊等)や危険な遊びはしないこと。
- ・事件・事故が夜間に多く発生しているので、**夜8時以降**の外出は控えること。
- ・**外泊**は禁止。親の許可を得た外泊もしないこと。
- ・女子生徒の「わいせつ被害」が急増している。被害にあったら、すぐに110番通報すること。「いかのおすし」**行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐに逃げる、知らせる。**
- ・スマホなどインターネット使用時のトラブルにあわないよう注意すること。スマホの約束6か条「あとがこわい」**会わないで!、撮らないで!、画像を送らないで!、個人情報を書き込まないで!、悪口を書き込まないで!、いじめないで!**

8 部活動は計画的に

- ・顧問の先生の指示に従い、周囲の安全や他の部員の様子を確認しながら、怪我の予防に努めること。部室内の整理整頓、施錠を徹底すること。

9 その他

- ・外出の際には感染症対策を十分に行い、感染症予防に努めること。
- ・治療に時間のかかる疾病(歯、目、耳など)はこの期間を利用して治療すること。
- ・校舎の使用時間 月～金 8時30分～16時30分
※土・日・祝日・12/29～1/3は使用不可

10 担任からの注意事項(記入すること)

-----福島県立長沼高等学校-----
-----TEL (0248) 67-2185-----
-----FAX (0248) 67-2493-----
